

車両所管理者は

松井組合員に謝罪せよ！

地本が会社に申入れ

診断書強要都労委の救済命令にもとづき、地本は会社に対して地労委命令をただちに実行することを申し入れました。また、診断書提出という間違った指導をした管理者は松井組合員に謝罪するとともに、勤務割の年休に対する診断書はいらぬことを掲示で社員に周知することを申し入れました。

申入れの主旨

1. 労働委員会の命令を、直ちに履行すること。
2. 企業としての社会的責任と反省の上に立ち、再審査申立等を行わないこと。
3. 勤務割で指定された年休に対する診断書提出は不要であることを、掲示で各現場に周知すること。
4. 松井組合員に誤った指導をした東京交番検査車両所の管理者は、松井組合員に対して謝罪すること。